

始良市の熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

1 対象工事等

始良市建設部が所管する工事(建築を除く)のうち、主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下「気象観測所」という。）の日最高気温が30度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温またはWBGTで判断する。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

3 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值（補正率）を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更設計で行うものとする。

（一般土木工事）

補正值（%） = 真夏日率 × 補正係数（1.2）

(2) 現場管理費

（一般土木工事）

対象純工事費 × （（現場管理費率 × 補正係数） + 補正值(%)）

※「週休2日」補正は、「週休2日」に係る現場管理費率の補正係数を上式に乗じる。

(3) 積算システムでの取扱い

積算システムで設計変更計上する際の取扱いは、現場管理費の配下に現場管理費補

正（熱中症対策）を追加して現場管理費の補正を行う。

(4) 真夏日率算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日}^{\ast 1} \text{から工期末までの真夏日} \div \text{工期}^{\ast 2 \ast 3}$$

- ※ 1 受発注者協議により「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
- ※ 2 工期は工事着手から工事完成日（工事完成予定日：工期末10日前）までの期間をさす。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ※ 3 工事の最終変更等にあたっては現場管理費の補正を行う必要があるが、工期末が夏期に設定されている工事については、「真夏日率」の算出に必要となる「工期」の工事完成日は、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者協議により定めるものとする。

4 運用

(1) 特記仕様書への記載例

令和7年8月1日以降執行伺い決裁分工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載する。

第〇条

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「始良市の熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「始良市の熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は、始良市ホームページから取得できる。

(2) 気象観測所の施工計画書への記載

受注者は、工事期間中に真夏日の確認を行う気象観測所を施工計画書に記載して提出すること。

なお、真夏日の確認を行う気象観測所は原則、気象観測所「溝辺（霧島市溝辺町麓）」とし、標高差を勘案して、気象観測所「溝辺」の日最高気温の観測値に1.6度を加算する。

ただし、WBGT値を採用したい場合には、気象観測所「鹿児島（鹿児島市東郡元町）」の採用を許容する。

この通知以前に施工計画書に気象観測所を記載し提出した工事で、気象観測所を変更する場合には工事打合簿で気象観測所の変更を報告すること。

(3) 真夏日の報告等

真夏日の確認は、設計変更時点までは、実施年度の観測値（実績）を用いることとし、受注者は設計変更時点までの日最高気温の観測データ等とそれを基に集計した真夏日日数を工事打合簿で報告すること。

設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数（事前計上）は、「最寄りの気象観測所における直近過去3カ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値（小数3位四捨五入）。対象期間が15日／月以上あれば、平均値の1/2（小数3位四捨五入）を計上。工期末10日間は除く。」に基づき加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。

なお、事務手続きを簡素化するため、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更を用いる真夏日（実測の真夏日と変更時点以降の真夏日として加算する日数の合計）を明記して返却すること。

5 適用

本通知は、令和7年8月1日以降の変更契約の工事から適用する。

なお、設計変更の対象とする真夏日は令和7年4月1日以降とする。